

(案)

第 号
令和4年 月 日

自治会町内会会長 各位

横浜市 港北区長

横浜市保健活動推進員の推薦について（依頼）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、区政の推進に格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在委嘱している保健活動推進員の方々は、令和5年3月末日をもちまして任期満了となります。

つきましては、新たに保健活動推進員を委嘱するため、御多用のところ恐縮ですが、次により推薦くださいますようお願い申し上げます。

1 任期等

2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）

※ただし、再任を妨げません。

2 保健活動推進員の活動

「地域における健康づくり活動」に従事していただきます。

詳しくは、添付の「横浜市保健活動推進員の活動」を御覧ください。

推薦される予定の方には「各自治会町内会から、保健活動推進員に推薦される予定の皆様へ」をお渡しください。

3 推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を推薦してください。

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
- (2) 任期の2年間を通して活動ができる方
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
- (5) 委嘱時（令和5年4月1日現在）に、原則78歳未満の方

4 推薦依頼人数

_____人

※ 推薦依頼人数は、単位自治会・町内会あたり1人とし、250世帯を超えるごとに1人追加で算出しています。

5 推薦方法

各自治会町内会で、必要に応じ、現在委嘱されている地区保健活動推進員会会長などと御協議のうえ、添付「**保健活動推進員の推薦名簿**」により区長あて推薦してください。

※ 名簿には住所などの個人情報に記載されていますので、取り扱いには十分御注意をお願いします。

6 推薦の期日および提出先

(1) 推薦の期日 令和5年2月24日(金) 必着

(2) 提出先 港北区役所福祉保健課健康づくり係

※ (1)推薦の期日は、自治会町内会に推薦依頼を行う他の委嘱委員の推薦名簿の提出日と統一しています。

7 お願い

保健活動推進員は、福祉保健センター等が実施する研修を受講して健康や地域活動について学び、学習成果を活かして活動しますので、2年間在職することによって所期の職務を果たすことができます。

保健活動推進員の推薦にあたっては、2年間の任期を満了できますよう、格別の配慮をお願い申し上げます。

また、推薦を受けた方には、別添「横浜市保健活動推進員に推薦される皆様へ」、「私たちは保健活動推進員です！」をお渡しいただきますようお願いいたします。

御不明な点がございましたら、担当までお問合せください。

担当：港北区福祉保健センター

福祉保健課健康づくり係 渡部、片野、中村

電話：045-540-2362

横浜市保健活動推進員の活動

【令和4年9月】

1 保健活動推進員とは

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦により市長が委嘱をします。地区単位や区単位で活動する地域の健康づくりの推進役で、行政の健康づくり施策のパートナーです。

2 保健活動推進員の活動内容

健康づくりを自ら実践するとともに、それを周囲の人に広め、地域全体で健康づくりに取り組んでいく活動を行っています。

【まずは】ご自身の健康づくりと周囲の方への働きかけをお願いしています

自分の健康づくり

①健康づくりについて基礎知識を身につける

②自分の健康状態を知る

例：研修の受講、健診・検診の受診等

③自ら正しい生活習慣を実践する

例：運動の習慣化等

周囲への働きかけ

④家族・知人に健康づくりを働きかける

例：研修内容を伝える、健診・検診への参加を呼び掛ける
地域での健康講座（学習会、講演会、体操教室）の案内等

【次に】地域のための活動をお願いしています

地域住民の健康づくり支援

⑤福祉保健センターと連携し、健康づくりに取り組みやすい環境づくりを行う

例：区福祉保健センターの健康づくり事業への協力
地域の健康課題やニーズを福祉保健センターへ発信
住民への健康情報の提供、啓発活動（タバコの害、健診・検診など）

【さらに・・・】ベテラン・リーダー的な推進員になったら

地域ぐるみで健康づくりを推進する風土づくり

⑥健康づくりを定着させる仕組みをつくる

例：持続的、自律的な活動とするための組織運営、組織づくり、担い手の育成
地域の課題解決に向けた活動、様々なグループと連携した活動の展開

3 横浜市保健活動推進員会の令和4年度の活動テーマ

重点取組テーマとして掲げた「重症化予防のための特定健診・がん検診の普及啓発」に加え、「ウォーキングポイント事業への協力と推進」「禁煙・分煙・受動喫煙防止の推進」「ロコモ対策の推進」「認知症について（理解と予防）」「歯科口腔保健の推進」「感染症予防に関する普及啓発」に取り組んでいます。

4 研修・表彰式

健康に関する知識や情報を得ていただくため、区や市で研修を実施します。永年にわたって活動していただいた方への勤続表彰等の制度があります。

保健活動推進員の活動等についての説明です。

推薦を受ける予定の方、推薦を受けた方は必ずお読みください。

各自治会町内会から、保健活動推進員に推薦される予定の皆様へ



保健活動推進員とは？

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦を受けて市長に委嘱され、地域の健康づくり活動の推進役、横浜市の健康づくり施策のパートナー役として、地域において生活習慣病予防などの健康づくり活動を行います。

任期は4月から2年間です。

どんな活動をするの？

研修などを通じて健康について学び、自分の健康づくりとともに、地域の健康づくりのための活動に、出来る範囲で取り組みます。

活動例

- ・健康づくりに関する研修会へ参加
- ・健康チェック、体力測定の実施
- ・ウォーキング、体操教室の開催
- ・タバコの害の啓発活動 など



どうやって活動するの？

地区・区単位で組織する保健活動推進員会で活動計画を立て、他の保健活動推進員と一緒に活動します。健康づくりを行う地域の団体等と共同で実施することもあります。区役所が主催する健康づくり事業に参加協力することもあります。

(活動例：区民まつりでの健康測定、健（検）診の普及啓発など)

個人に対する報酬はありませんが、活動経費（実費）に対する補助があります。区役所が主催する育成研修を受講し、健康や地域での活動について学べます。

研修等の受講や活動の実践により、保健活動推進員自ら、健康づくりが出来ます。地域の皆さんが健康になることにより、いきいきとした活力ある地域になります。地域での活動を通じて、住民同士につながりが生まれ、支えあって暮らせる地域になります。

活動保障について

保健活動推進員の皆様が安心して活動できるようにするため、活動中や活動前後の移動途中でケガをした場合、相手にケガを負わせてしまった場合、器物を破損してしまった場合に備え、社会福祉法人全国社会福祉協議会ボランティア活動保険、横浜市市民活動保険に横浜市が加入しています。

個人情報の取扱いについて

自治会町内会から区役所に提出いただく「推薦名簿」には、委嘱及び事務連絡のために必要な最小限の個人情報を記載させていただきます。活動に必要な場合は、保健活動推進員会で、皆様のお名前と連絡先を記載した名簿を作成し、会の中で配布することもあります。

＜参考＞令和4年度 保健活動推進員 地区定例会開催について

令和4年11月現在

※令和5年度は地区によっては変更することもあります。

※正副地区会長会は、原則奇数月の第4木曜日13時半から 年6回開催

	地区名	開催回数 (予定)	定例会の開催日
1	日吉	年5回	正副地区会長会開催後の翌月第2木曜
2	綱島	年5回	正副地区会長会開催後の翌月第1水曜
3	大曽根	年6回	(不定期)
4	樽町	年5回	正副地区会長会開催翌週の水曜
5	菊名	年6回	正副地区会長会開催日
6	師岡	年6回	正副地区会長会開催直後の土曜
7	大倉山	年10回	(8、12月除く)毎月第4月曜
8	篠原	年6回	正副地区会長会開催直後の土曜
9	城郷	年6回	正副地区会長会開催直後の土曜
10	新羽	年5回	(不定期)
11	新吉田	年5回	(不定期)
12	新吉田 あすなろ	年6回	(不定期)
13	高田	年6回	正副地区会長会開催後の翌月第1金曜